

かながわ国際施策推進指針 （改定案）

神奈川県

目次

I	指針の基本的考え方	1
1	指針の目的	
2	これまでの経緯	
3	指針改定の趣旨	
II	神奈川の現状と課題	2
1	現状	
2	国の動き	
3	課題	
III	基本目標と施策の方向	15
1	めざす姿	
2	基本目標	
3	施策の方向	
IV	推進体制	36
1	庁内体制	
2	外国籍県民等との連携	
3	市町村などとの連携	
4	民間などとの連携	

I 指針の基本的考え方

1 指針の目的

社会・経済のグローバル化・ボーダレス化が急速に進み、国と国、地域と地域、人と人の国際的な関係が一層の深まりをみせる中、気候変動、環境、人権、貧困、感染症などの地球規模の諸課題が、私たちの生活に大きな影響を及ぼすようになっていきます。

こうした中、県民が、国籍にかかわらず生きがいのある心豊かな暮らしを送ることができるよう、当事者目線で多文化共生社会を作るための取組を進めるとともに、神奈川の魅力や先進的な取組を世界に発信し、神奈川の強みを生かした積極的な取組を進めることが重要です。

この指針では、国際施策を展開するに当たっての考え方、方向性を示すことにより、県と県民、NGO・NPO、市町村、企業などが共通認識のもとに連携し、それぞれの立場での役割を果たすことを期待しています。

2 これまでの経緯

県では、国際施策の計画的な実施に向けて、1991（平成3）年5月に「かながわ国際政策推進プラン」を策定して以降、国際環境の変化に対応するために改定などを行いながら、様々な施策に取り組んでいます。

現行の「かながわ国際施策推進指針（第4版）」は、グローバル化の進展や海外からの観光客の増加、災害への対応、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定など、本県をとりまく国際環境や外国籍県民にかかわる状況の変化に対応するため、2017（平成29）年3月に改定しました。

1991（平成3）年	「かながわ国際政策推進プラン」
1997（平成9）年	「新かながわ国際政策推進プラン」
2000（平成12）年	「改訂新かながわ国際政策推進プラン」
2004（平成16）年	「かながわ国際施策推進指針」
2008（平成20）年	「かながわ国際施策推進指針（改定版）」
2013（平成25）年	「かながわ国際施策推進指針（第3版）」
2017（平成29）年	「かながわ国際施策推進指針（第4版）」
2024（令和6）年	「かながわ国際施策推進指針（第5版）」（※今回改定）

3 指針改定の趣旨

現行指針の改定から7年が経過し、本県にくらす外国籍県民はさらに増加しており、海外との交流も増加しています。また、特定技能制度の創設など外国人材の受入れが進展し、それを踏まえた多文化共生施策の推進や「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）の施行に伴う日本語教育の推進など、国の動きにも対応する必要があります。さらに、コロナ禍を契機に顕在化した課題に対する支援も進めていく必要があります。

このような状況の変化に対応し、本県の国際施策の取組を一層推進するため、かながわ国際施策推進指針を改定します。

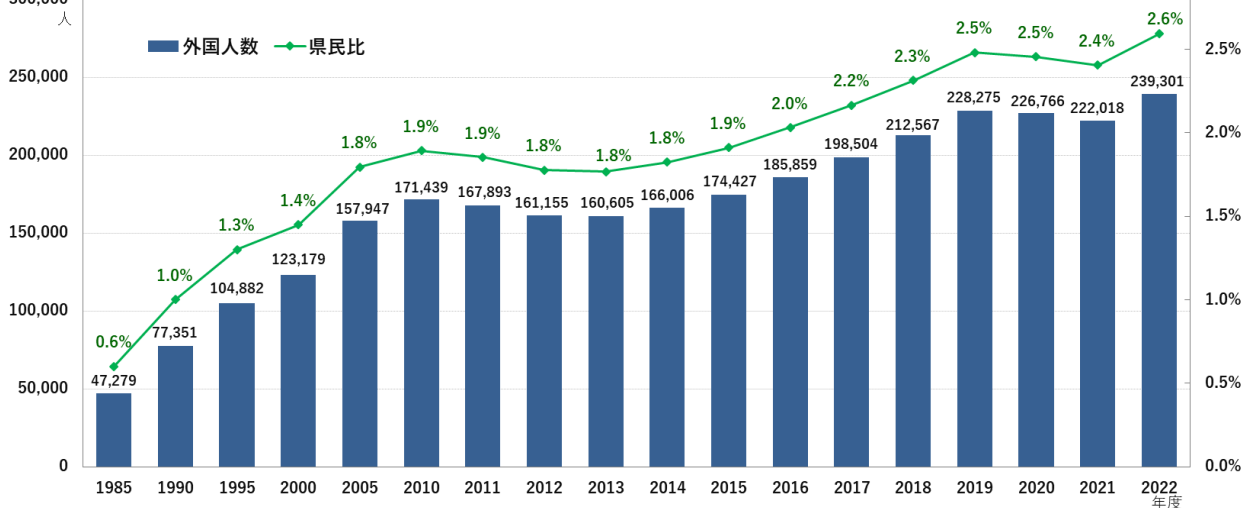
Ⅱ 神奈川の現状と課題

1 現状

(1) 本県にくらす外国籍県民の状況

県内の外国籍県民は、2023（令和5）年1月現在239,301人で、現在の集計方法となった2014（平成26）年1月の160,605人と比べ、約1.5倍に増加し、過去最高となりました。また、県の総人口に対する割合も増加傾向にあり、その割合は2.6%（県民の約39人に1人）となっています。

＜図1 県内外国人数の推移と県民比＞

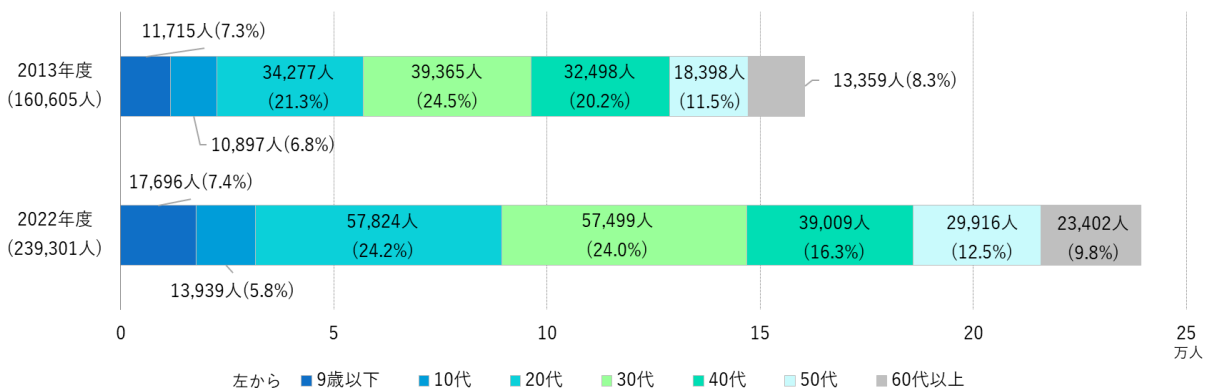


注) 2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数
(なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ)

県内外国人統計（神奈川県）

年代別の外国人数は、2013（平成25）年度と2022（令和4）年度を比較すると、全ての年代で増加しています。また、2022（令和4）年度の年代別の割合を見ると、日本人に比べ、外国人は20代、30代が多く、全体の約半数を占めています。

＜図2 年代別の県内外国人数＞



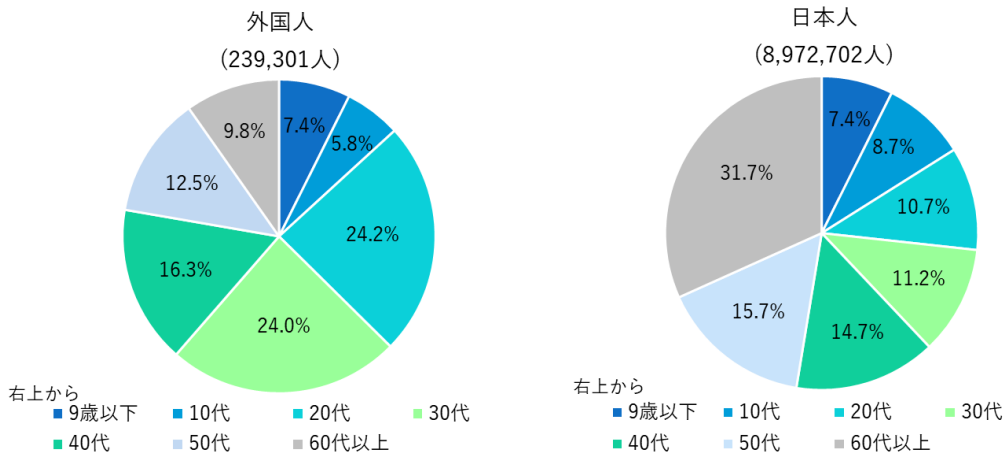
注1) 各年度1月1日現在

注2) 年齢階級別の外国人住民数が非公表となる市区町村がある場合や年齢不詳者がある場合は、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことがある。

注3) 図中の構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と符合しないことがある。

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）から県国際課作成

<図3 年代別人口の割合（2022（令和4）年度）>



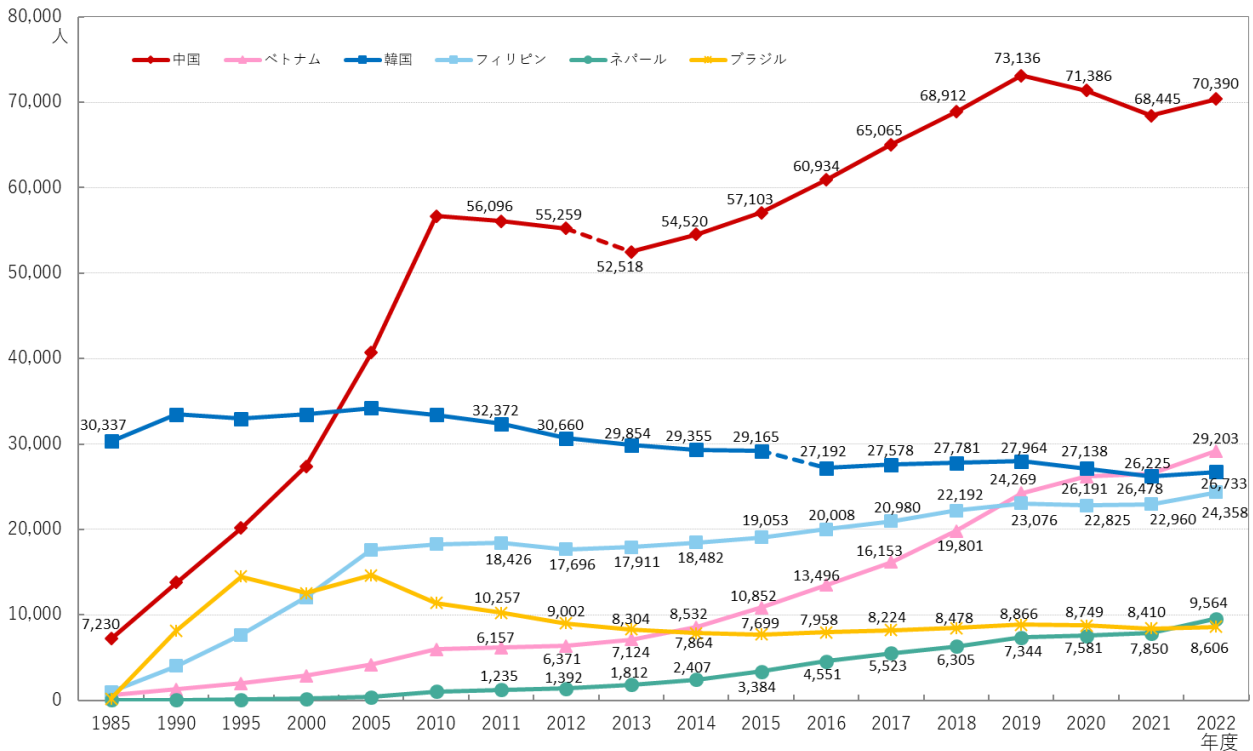
注1) 2023（令和5）年1月1日現在

注2) 図中の構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と符合しないことがある。

住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）から県国際課作成

また、県内の外国籍県民の国・地域の数も176と過去最高となり、国・地域別では、中国が70,390人と全体の29.4%を占め、続いて、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパールと続いています。なお、近年、ベトナムやネパールが大きく増加しており、2012（平成24）年度と2022（令和4）年度を比較すると、ベトナムが22,832人の増（約4.6倍）、ネパールが8,172人の増（約6.9倍）となっています。

<図4 主な6つの国・地域別外国人数（外国人登録者数）の推移>



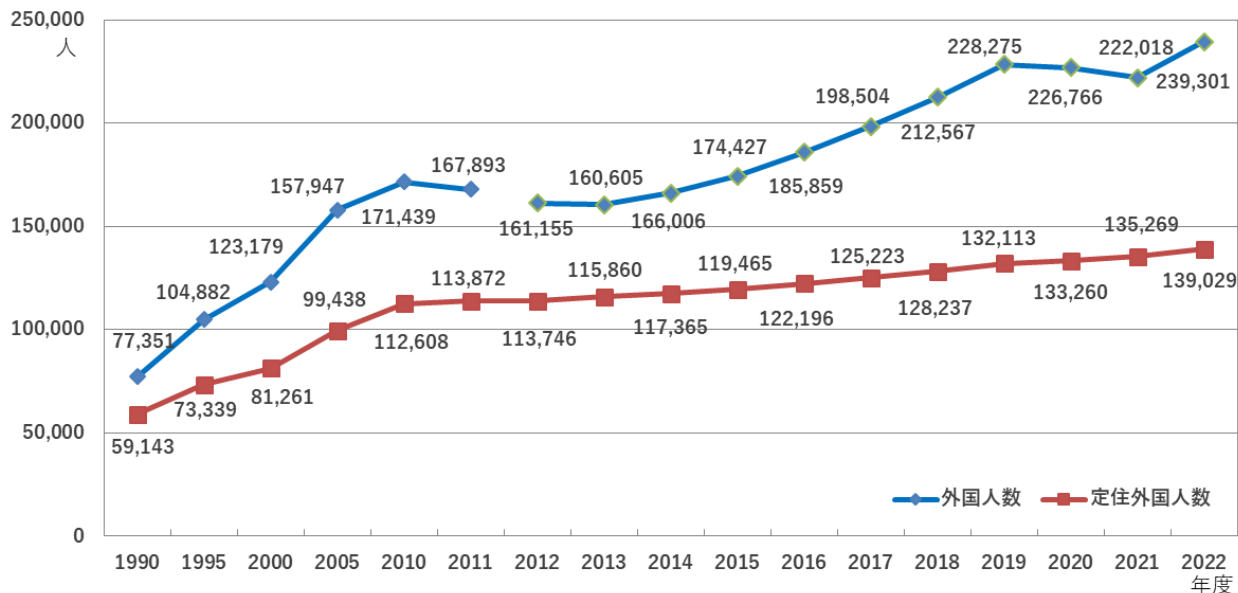
注1) 2012年度以前は「中国」に台湾含む（2013年度「台湾」3,149人）

注2) 2015年度以前は「韓国・朝鮮」として一括集計。2016年度から分離集計（2016年度「朝鮮」1,755人）

県内外国人統計（神奈川県）

定住外国人（永住者・定住者などの在留資格を持ち、県内に生活の基盤を有し定住している外国籍県民。以下同じ。）は、2022（令和4）年度には、139,029人となり、2012（平成24）年度の113,746人と比べて約1.2倍となっていますが、県内外国人数の2012（平成24）年度から2022（令和4）年度への増（約1.5倍）に比べ、緩やかな増加となっています。

<図5 県内外国人数及び定住外国人数>



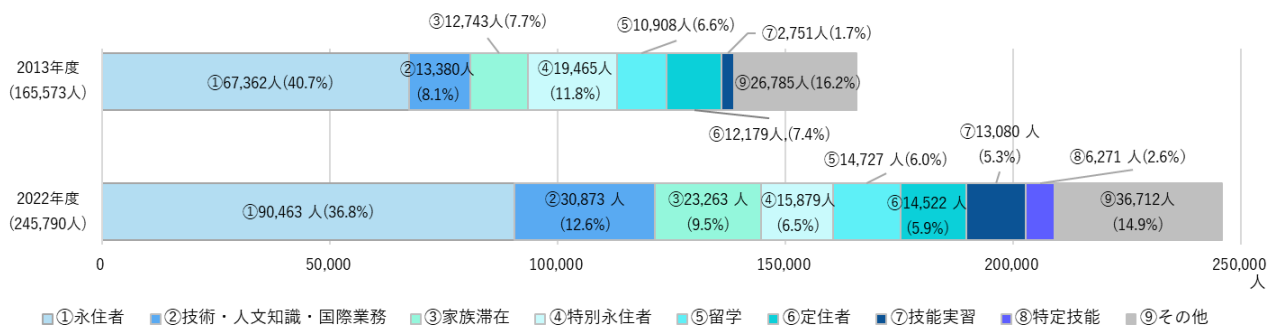
注1) 外国人数は、2011年度までは外国人登録法に基づく外国人登録者数、2012年度以降は住民基本台帳上の外国人数（なお、2012年度までは12月31日現在、2013年度以降は1月1日現在のデータ）

注2) 定住外国人数については、「在留外国人統計（出入国在留管理庁）」の在留資格別在留外国人（総数）のうち、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者の在留資格を持つ者の数値を合計した数である。

県内外国人統計（神奈川県）・在留外国人統計（出入国在留管理庁）から国際課作成

在留資格別の県内外国人数は、2013（平成25）年度と2022（令和4）年度を比較すると、「永住者」、「技術・人文知識・国際業務」や「家族滞在」など多くの在留資格で増加しています。また、2022（令和4）年度の割合を見ると、「技術・人文知識・国際業務」や「技能実習」など、主に就労に関する在留資格の割合が増加しています。

<図6 在留資格別の県内外国人数>



注1) 各年度12月31日現在

注2) 図中の構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計と符合しないことがある。

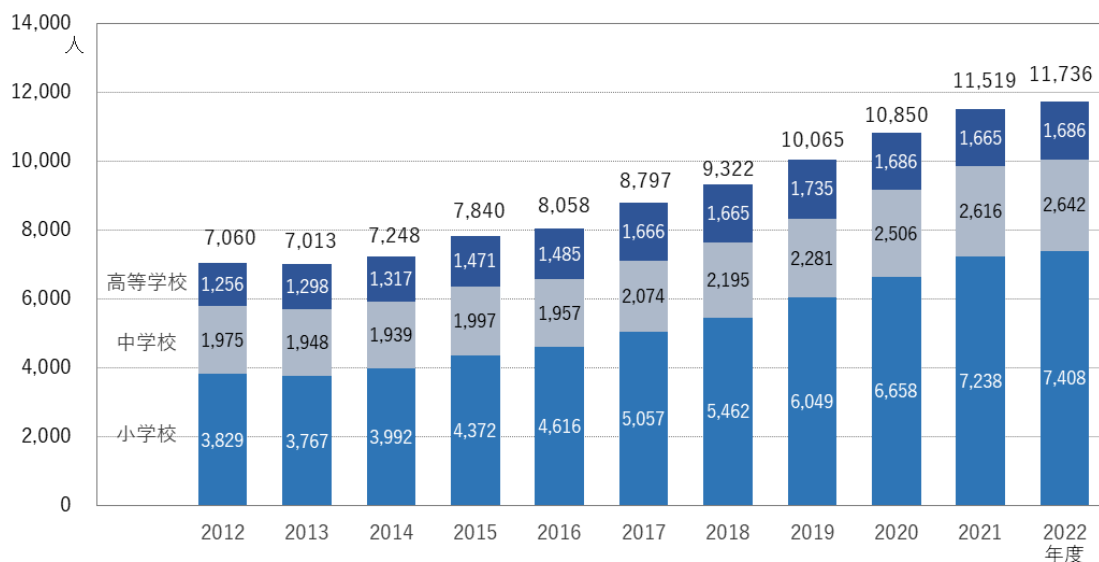
在留外国人統計（出入国在留管理庁）から国際課作成

(2) 外国につながるのある子どもたちの状況（※）

県内の小学校・中学校・高等学校に在籍する外国人児童生徒数は、2012（平成24）年度の7,060人から2022（令和4）年度には、11,736人と約1.7倍に増加しています。

※ 外国につながるのある子ども…「日本国籍であっても母語が日本語でない子ども」や「家族が外国にルーツを持つ子ども」など、外国籍を持つ子どもだけでなく、民族、文化など様々な背景を持った子どものことを表しています。

＜図7 県内の小学校・中学校・高等学校に在籍する外国人児童生徒数＞



注1) 国立、公立及び私立の小学校、中学校、高等学校（高等学校は、通信制の課程のみを置く学校を除く）の児童生徒数

注2) 各年度5月1日現在

神奈川県学校基本調査から県国際課作成

また、県内の公立学校に在籍する児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒は、2012（平成24）年度の3,634人から2021（令和3）年度には、7,298人と約2倍に増加しています。

＜表1 県内の日本語指導が必要な児童生徒の学校種別在籍状況（外国籍・日本国籍）＞

（単位：人）

	小学校	中学校	高等学校	義務教育学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
2012年度	2,284	868	469	—	0	13	3,634
2014年度	2,833	999	462	—	0	7	4,301
2016年度	3,395	1,098	642	5	0	9	5,149
2018年度	4,047	1,227	785	6	0	11	6,076
2021年度	5,078	1,435	757	21	0	7	7,298

注1) 調査対象は公立学校のみ

注2) 各年度5月1日現在

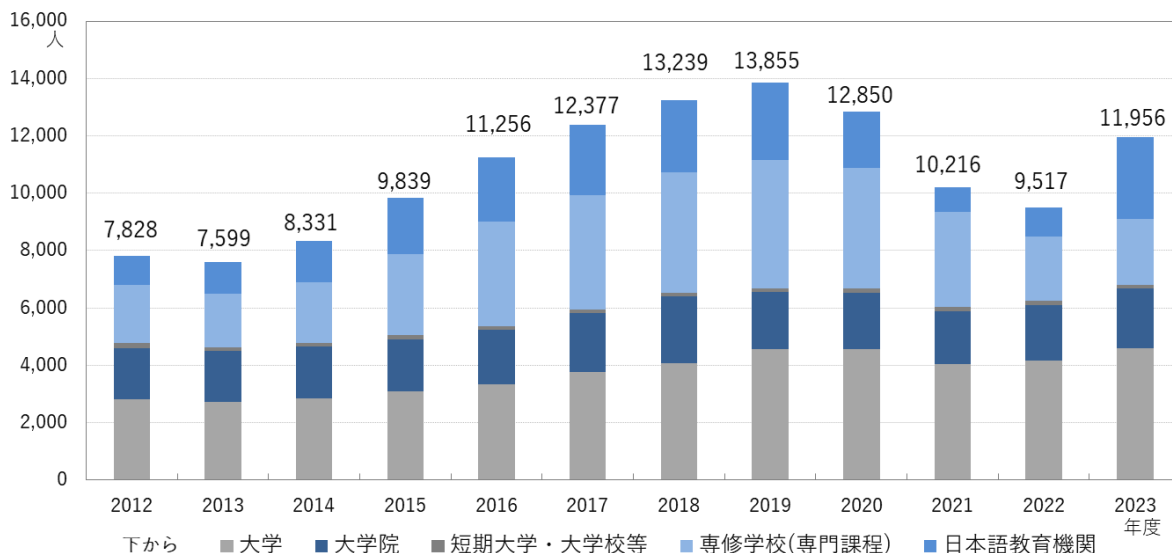
注3) 「日本語指導が必要な児童生徒」とは日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、もしくは、日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒を指す。

日本語指導が必要な児童生徒受入れ状況等に関する調査（文部科学省）から県国際課作成

(3) 外国人留学生の状況

県内の外国人留学生は、2013（平成25）年度以降年々増加し、2019（令和元）年度には、過去最高の13,855人となりました。2020（令和2）年度以降は、新型コロナウイルス感染症による入国制限などにより、減少しましたが、2023（令和5）年度は、再び増加しています。

<図8 県内の外国人留学生数>



神奈川県内大学等在籍留学生調査（神奈川県）

出身国・地域は上位5か国（地域）をアジアが占めており、中国が第1位を維持する一方、近年、ベトナム、ネパールの留学生が増加しています。また、出身国・地域数も、2012（平成24）年度の100か国（地域）から2023（令和5）年度は128か国（地域）に増加し、過去最多となりました。

<表2 出身国（地域）別留学生数（上位5か国（地域）の推移）>

（単位：人）

	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度		2017年度	
1	中国	4,718	中国	4,386	中国	4,173	中国	4,514	中国	4,655	中国	5,171
2	韓国	1,173	韓国	1,007	ベトナム	910	ベトナム	1,492	ベトナム	2,218	ベトナム	2,401
3	台湾	224	ベトナム	314	韓国	886	ネパール	835	ネパール	1,178	ネパール	1,291
4	タイ	201	タイ	244	ネパール	455	韓国	776	韓国	736	韓国	774
5	ネパール	188	台湾	236	タイ	306	タイ	329	台湾	401	台湾	470
国(地域)数	100		108		110		115		116		120	

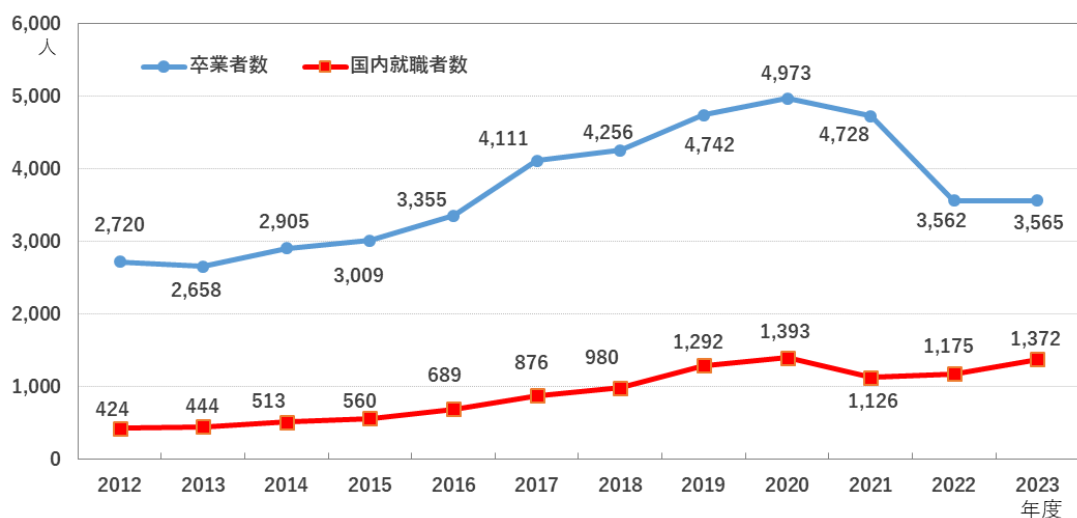
	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2022年度		2023年度	
1	中国	5,815	中国	6,044	中国	5,990	中国	5,494	中国	5,001	中国	5,563
2	ベトナム	2,537	ベトナム	2,484	ベトナム	2,236	ベトナム	1,695	ベトナム	1,246	ネパール	1,176
3	ネパール	1,196	ネパール	1,367	ネパール	1,213	ネパール	661	韓国	791	ベトナム	1,101
4	韓国	781	韓国	947	韓国	892	韓国	613	ネパール	457	韓国	910
5	台湾	408	台湾	464	台湾	346	台湾	252	台湾	249	スリランカ	452
国(地域)数	127		121		113		107		120		128	

注) 中国には香港、マカオを含む

神奈川県内大学等在籍留学生調査（神奈川県）

卒業後に日本国内で就職した県内留学生は、2012（平成24）年度は424人でしたが、2023（令和5）年度には、1,372人と約3.2倍に増加しています。

<図9 県内留学生の卒業後の国内就職者数>



神奈川県内大学等在籍留学生調査（神奈川県）

(4) 外国人労働者の状況

県内の外国人労働者数は、2012（平成24）年の39,983人から2022（令和4）年には、105,973人と約2.7倍に増加しています。

また、2022（令和4）年について、在留資格別に見ると、永住者など「身分に基づく在留資格（※1）」が44,832人で最も多く、以降、「専門的・技術的分野（※2）」29,698人、「技能実習」13,191人の順に多くなっています。

※1 身分に基づく在留資格には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

※2 専門的・技術的分野の在留資格には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

<表3 外国人労働者の状況>

神奈川県

（単位：人）

	労働者数	身分に基づく 在留資格	専門的・ 技術的分野	うち 特定技能	技能実習	資格外活動 (留学)	資格外活動 (その他)	特定活動	不明
2012年	39,983	24,334	7,551	—	2,515	4,256	1,039	284	4
2013年	42,141	25,275	8,334	—	2,543	4,277	1,389	312	11
2014年	46,906	26,842	9,429	—	3,077	5,521	1,645	388	4
2015年	51,854	28,345	10,195	—	4,168	6,752	1,881	508	5
2016年	60,148	30,618	12,064	—	5,960	8,581	2,194	726	5
2017年	69,400	33,655	14,283	—	7,673	9,982	2,640	1,162	5
2018年	79,223	36,308	16,893	—	9,776	11,505	2,959	1,752	30
2019年	91,581	39,411	20,515	19	12,642	13,011	3,745	2,250	7
2020年	94,489	40,440	22,322	260	14,046	10,896	4,393	2,385	7
2021年	100,592	43,310	25,616	1,267	12,900	10,019	5,171	3,571	5
2022年	105,973	44,832	29,698	3,048	13,191	9,106	5,145	3,996	5

全国

(単位：人)

	労働者数	身分に基づく 在留資格	専門的・ 技術的分野	うち	技能実習	資格外活動 (留学)	資格外活動 (その他)	特定活動	不明
				特定技能					
2012年	682,450	308,689	124,259	—	134,228	91,727	16,765	6,763	19
2013年	717,504	318,788	132,571	—	136,608	102,534	19,236	7,735	32
2014年	787,627	338,690	147,296	—	145,426	125,216	21,485	9,475	39
2015年	907,896	367,211	167,301	—	168,296	167,660	24,687	12,705	36
2016年	1,083,769	413,389	200,994	—	211,108	209,657	29,920	18,652	49
2017年	1,278,670	459,132	238,412	—	257,788	259,604	37,408	26,270	56
2018年	1,460,463	495,668	276,770	—	308,489	298,461	45,330	35,615	130
2019年	1,658,804	531,781	329,034	520	383,978	318,278	54,616	41,075	42
2020年	1,724,328	546,469	359,520	7,262	402,356	306,557	63,789	45,565	72
2021年	1,727,221	580,328	394,509	29,592	351,788	267,594	67,009	65,928	65
2022年	1,822,725	595,207	479,949	79,054	343,254	258,636	72,274	73,363	42

注1) 各年10月31日現在

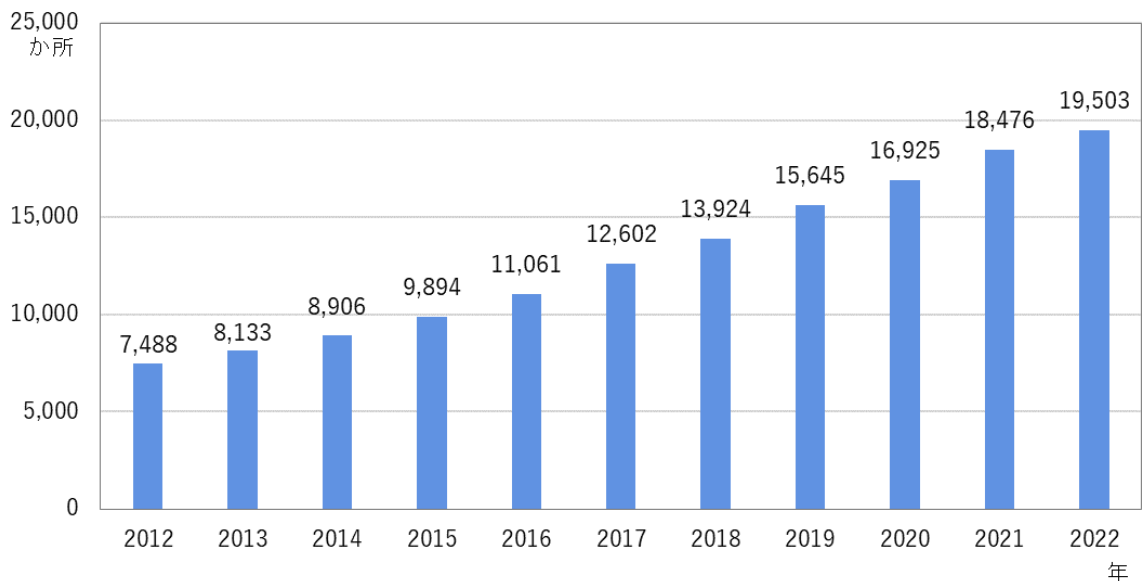
注2) 数値は事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

注3) この集計には、特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者は含まれていない。

外国人雇用状況の届出状況まとめ（厚生労働省）から県国際課作成

さらに、外国人労働者を雇用する事業所の数は、2012（平成24）年の7,488か所から2022（令和4）年には、19,503か所と約2.6倍に増加しています。

<図10 県内の外国人雇用事業所数>



注) 各年10月31日現在

外国人雇用状況の届出状況まとめ（厚生労働省）から県国際課作成

(5) グローバル化の進展

経済連携協定（EPA）などにより、経済・社会のグローバル化が進展する中、世界的なデジタル化の進展や国際情勢を踏まえたサプライチェーンの再構築など、企業にとってもグローバル化は避けられないものとなっており、海外との間で、人や物、情報の交流が一層活発化することが見込まれます。

また、県内企業の国際化が進展しており、海外に進出する企業は増加傾向にあります。海外現地法人のうち、神奈川に本社のある法人の数は、2012（平成24）年は1,298法人でしたが、2022（令和4）年は、1,658法人に増加しています。さらに、県内に進出する外資系企業も増加しており、2012（平成24）年は425法人でしたが、2022（令和4）年は、532法人になっています。

<表4 海外に進出した県内企業の総数>

年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
法人数	1,298	1,329	1,435	1,473	1,498	1,458	1,488	1,539	1,609	1,588	1,658

海外進出企業総覧2023（東洋経済新報社）から県企業誘致・国際ビジネス課作成

<表5 県内に進出した外資系企業の総数>

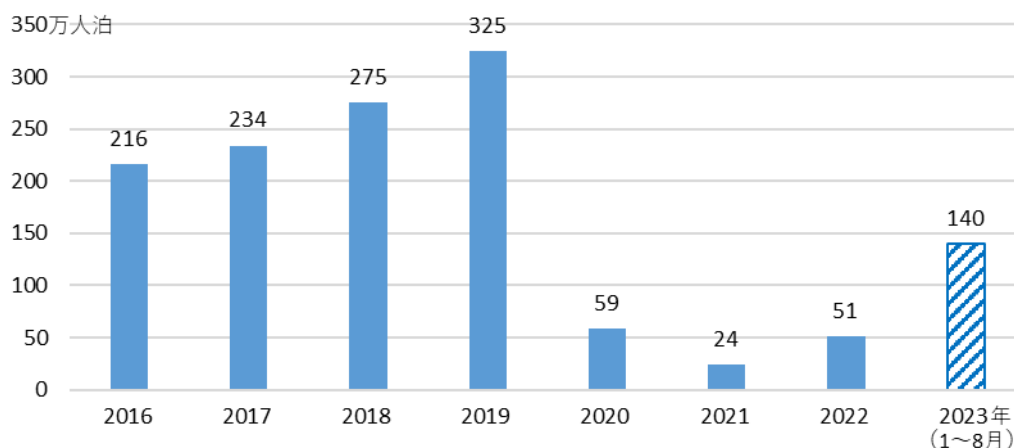
年	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
法人数	425	410	428	442	462	487	504	504	511	535	532

外資系企業総覧2023（東洋経済新報社）から県企業誘致・国際ビジネス課作成

(6) 海外からの観光客の状況

日本を訪れた外国人旅行者は、2019（令和元）年には3,000万人を超え、本県の外国人延べ宿泊者数は、325万人泊となりました。2020（令和2）年に入ると、春以降は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う入国制限などが始まり、大幅に減少しましたが、2022（令和4）年10月に新型コロナウイルスの水際対策が緩和され、2023（令和5）年は、1月から8月までの8か月間で約140万人泊となりました。

<図11 外国人延べ宿泊者数（神奈川県）>



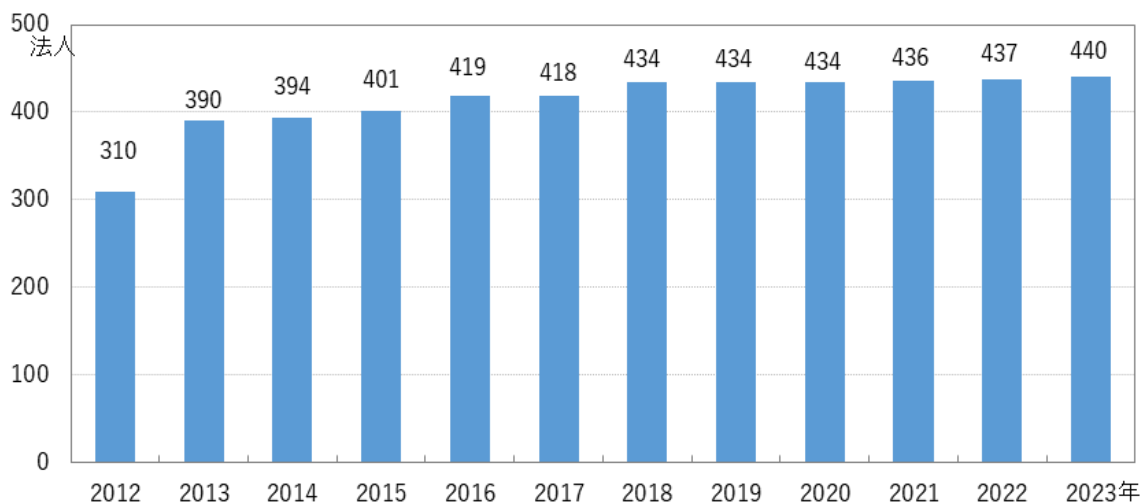
注) 2023年は1月～8月までの合計で速報値

宿泊旅行統計調査（観光庁）より県国際課作成

(7) NGO・NPOの状況

国際協力を行うNGO・NPOは県内に数多くあり、活発に活動しています。その中でも、県または県内政令市の認証を受けており、国際協力の活動を行う特定非営利活動法人（NPO法人）の数（※）は、2012（平成24）年の310法人から2023（令和5）年には、440法人に増加しています。

<図12 国際協力の活動を行う県内のNPO法人数（※）>



注1）各年3月31日現在

※ 特定非営利活動促進法により県または県内政令市の認証を受けているNPO法人のうち、定款に「国際協力の活動」を記載している特定非営利活動法人の数

県NPO協働推進課調べ

【NGO】 Non-Governmental Organization（非政府組織）の略。NGOは、国連に起源を持つ言葉で、元々は、国連が協力関係を持つ、国家間では解決しにくい難民問題などを扱う非営利組織を指して使われてきた呼称。本指針では、地球的規模の諸課題や地域の国際化などに取り組む非政府・非営利団体をいいます。

【NPO】 Non-Profit Organization（民間非営利団体）の略。本指針では、公益を目的とする非営利の民間の自主的な活動を行う特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）及び法人格を持たない団体をいいます。

【特定非営利活動促進法】 特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなどにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として制定されました。

(8) 関係団体などの状況

県内には、地域の国際化を推進するための中核的な役割を担う団体として、（公財）かながわ国際交流財団のほか、21市町に地域国際化協会などが設置されています。これらの団体は、県民やNGO・NPO、行政などと連携して国際交流・協力や外国籍県民支援などの活動を地域から展開しています。

また、国連世界食糧計画日本事務所、国際熱帯木材機関（ITTO）、（独法）国際協力機構（JICA）横浜センター、（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）など多くの国際的な機関が県内で活動しています。

2 国の動き

(1) 出入国管理及び難民認定法などの状況

人材の確保が困難な一部の産業分野などにおける人手不足に対応するため、2018（平成30）年12月の「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）の改正により、特定技能制度（※1）が創設され、新たに在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」が設けられました。その後、深刻化する人手不足への対応として、2023（令和5）年8月から「特定技能2号」の対象が2分野から11分野へ拡大されました。これにより、家族の帯同が認められる職種が拡大され、今後、外国籍県民の増加が見込まれます。

また、2023（令和5）年6月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、同年12月1日から、ウクライナ避難民など、難民の地位に関する条約上の難民（※2）ではないものの、難民に準じて保護すべき外国人を「補完的保護対象者」として認定し、保護する制度が開始されました。

「補完的保護対象者」として認定された場合、難民と同様に安定した在留資格が付与されるほか、定住支援を受けられるようになります。

※1 特定技能制度：国内人材を確保することが困難な状況にある産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度

※2 難民とは、「難民の地位に関する条約」（難民条約）において「人種、宗教、国籍、政治的意見または特定の社会集団に属するという理由で、自国にいと迫害を受けるおそれがあるために他国に逃れ、国際的保護を必要とする人々」と定義されています。

(2) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の推進

国は、在留資格「特定技能」の創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を包括的に推進していく観点から、2018（平成30）年に短期的な課題への対応を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定するとともに、2022（令和4）年に中長期的な課題及び具体的施策を示した「外国人との共生社会実現に向けたロードマップ」を策定し、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を一層推進することとしています。

(3) 地域における多文化共生施策の推進

国は、外国人住民の増加・多国籍化や気象災害の激甚化など、大きく変化している社会経済情勢を踏まえ策定した「地域における多文化共生推進プラン」を2020（令和2）年9月に改訂しており、地域の実情を踏まえた多文化共生施策を推進することとしています。

(4) 地域日本語教育の推進

2019（令和元）年6月に、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、地方公共団体には、地域の状況に応じた施策を策定し実施する責務が規定されるとともに、地域の実情に応じ、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものと規定されました。

(5) SDGsの状況

2015（平成27）年9月に行われた「国連持続可能な開発サミット」において、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（SDGs）が全会一致で採択されました。

国内では、2016（平成28）年に内閣に設置されたSDGs推進本部が「SDGs実施指針」を決定し、2023（令和5）年12月に改定されました。

「誰一人取り残さない」という、SDGsの基本的理念は、多文化共生社会の実現というめざす姿と一致するものであり、国としても積極的に取り組んでいます。

3 課題

【1】多文化共生の地域社会づくり

外国籍県民が増加傾向にあり、多様化も進展している状況において、国籍、民族、信仰や、文化の違いを越えて、多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合うこと（多文化理解の推進）がますます重要になってきています。また、外国籍県民等（国籍に関わらず外国にルーツがある方を含みます。以下同じ。）も地域でともにくらす一員として、まちづくりや地域づくりに主体的に参加し、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる社会づくり（外国籍県民等との共生）への取組を充実することがより一層求められています。

【2】日本語教育の総合的な体制づくり

外国籍県民等が、地域社会の一員として安心して生活し、活躍できる社会を実現するためには、各地域において、外国籍県民等が生活に必要な日本語能力を身に付けることができる環境を整備することが重要です。また、外国籍県民等の増加に伴い、日本語学習ニーズも多様化することが見込まれますが、県内には、日本語教室がない、あるいは日本語教室が少ない地域もあります。そのため、日本語教育の推進に関する法律に規定されている、地方公共団体の責務などを踏まえ、国・市町村・県・関係機関などとの連携を強化しつつ、県内の地域における日本語教育の総合的な体制づくりが求められています。

【3】外国につながる子どもたちへの支援

外国人児童生徒など外国につながる子どもたちは年々増加しており、教育や子育てに関する外国籍県民等からの相談件数も増加しています。子どもたちの状況、国籍は多様化しており、家族帯同が可能な「特定技能2号」の対象分野拡大などにより、今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、教育の充実や子育て支援などが求められています。

【4】外国人留学生への支援

外国人留学生の数は、新型コロナウイルス感染症による入国制限などにより、2019年度をピークに一時的に減少したものの、2023年度は再び増加しており、今後も増加が見込まれることから、留学生の受入環境の整備が求められています。また、将来的な人手不足が懸念される中、専門的・技術的分野の人材として本県で中長期的に活躍してもらうため、本県で学び、卒業後に県内に就職する留学生を増加させることが求められています。

【5】外国人材(※)が活躍できる環境づくり

外国人労働者及び雇用する事業所の数は年々増加するなど、企業や団体において、外国人材の確保は課題となっています。「特定技能2号」の対象分野拡大により、今後、外国人材を雇用する企業などがさらに増加することが見込まれるため、労働相談の充実・多言語化や企業などへの普及啓発を行うなど、外国人材が活躍できる環境づくりが求められています。

※ 外国人材：「外国人材」について定まった定義はないことから、本指針では、日本で就労している外国人や今後日本で就労する外国人など幅広い意味で使用しています。

【6】災害時などにおける対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、生活困窮や社会的孤立など社会に潜在していた課題が顕在化しました。本県が運営する多言語支援センターかながわでは、外国籍県民等から新型コロナウイルス関連の相談や問合せが急増しましたが、医療や各種支援制度など内容は多岐にわたり、有事の際の相談対応や情報提供の重要性が再認識されました。外国籍県民等が増えていることも踏まえ、災害時や感染症拡大時などには、外国籍県民等の不安を軽減できるよう、多言語や「やさしい日本語（※）」での情報提供・相談対応をはじめ、きめ細かい支援が求められています。

※ やさしい日本語：難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと

【7】神奈川の特徴や強みを生かした国際展開や交流の推進

県はこれまでも、企業の海外展開支援や外国企業の誘致などに取り組んできましたが、引き続き県内経済を活性化していくため、様々な分野における神奈川の魅力や先進的な取組を世界に発信し、神奈川の強みを生かした積極的な施策の推進が求められています。また、グローバル化の進展に対応するため、国際社会で活躍できる人材育成などの促進や、神奈川の特徴を生かした友好交流先などとの国際交流・協力の推進が求められています。

【8】非核・平和意識の普及

核兵器廃絶についての国際的な取組が進展しない状況の中、平和意識の普及啓発や核兵器廃絶に向けた継続的な取組が求められています。

【9】県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

県民の自主的な活動が活発化する中で、国際施策の推進に当たっては、県をはじめとする行政だけでなく、企業、NGO・NPOや国際交流団体など、様々な主体が協働・連携し、相互の特徴を生かして活動することが求められています。

拉致問題については、2002（平成14）年に北朝鮮が日本人拉致をはじめて認め、5人の拉致被害者が帰国しましたが、その他の被害者については現在も救出を待っており、特定失踪者（※）を含む拉致問題の一日も早い解決が求められています。

※ 特定失踪者：民間団体である「特定失踪者問題調査会」が、「北朝鮮による拉致かもしれない」という失踪者の御家族の届出などを受けて、独自に調査の対象としている失踪者のことを表しています。

Ⅲ 基本目標と施策の方向

1 めざす姿

❖ 「幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現」

すべての人が心豊かな平和な暮らしを送ることができる社会を作ることをめざします。

❖ 「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」

多くの外国籍県民等がくらす国際色豊かな神奈川の魅力や先進的な取組を世界に強力に発信し、県民ぐるみで地域や経済の活性化を図ることをめざします。

2 基本目標

めざす姿の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、行政だけでなく企業や団体、県民一人ひとりが協働・連携して将来にわたり持続的に活動するために、めざすべき方向と県の取り組む施策を示し、戦略的に国際施策の推進を図ります。

県民や企業・団体の皆様と共にめざす方向

① 多文化共生の地域社会づくり

県民や企業、NGO・NPOなどと県が共に、国籍、民族、信仰や、文化の違いを越えて、多様性を理解し、一人ひとりが互いに認め合うこと（多文化理解の推進）や、外国籍県民等も地域で共にくらす一員として、まちづくりや地域づくりに主体的に参加し、言葉や習慣の壁などにより不便や疎外感を感じることなく、地域で活躍できる多文化共生の地域社会づくりをめざします。

県では、地域や学校教育における多文化理解の推進や、外国籍県民等がくらしやすい環境づくりのほか、日本語教育や外国につながる子どもたちへの支援に取り組みます。また、神奈川でくらし、学ぶ留学生への支援を行うとともに、災害時や感染症拡大時などにおける支援を行い、県民一人ひとりが心豊かに安心してくらすことのできるよう、当事者目線で多文化共生の地域社会づくりを進めます。

② 神奈川の強みを生かした国際展開

社会・経済のグローバル化、ボーダレス化が加速する中、神奈川と国際社会・経済との結びつきはますます強まっています。こうした中、本県の強みの源である多様性を生かし培ってきた文化や技術、産業、観光など様々な分野における先進的な取組などを、米国や欧州、経済成長の著しいベトナムなど様々な国や地域との相互利益となるような形で国際展開することをめざします。

県では、県内中小企業の海外展開に向けた支援や、外国企業や外国人観光客の誘致に取り組みます。また、海外のライフサイエンス産業先進地域などと協力し、「最先端医療と最新技術の追求」「未病（ME-BYO(みびょう))の改善」という2つのアプローチを融合させ、超高齢社会に対応する持続可能な新しい社会システムづくりをめざす県の政策「ヘルスケア・ニューフロンティ

ア」を進め、その取組を世界に発信します。さらに、「マグカルの推進」により、神奈川の文化の魅力を発信します。こうした取組により、海外から人や企業を神奈川に引きつけ、地域や経済の活性化につなげます。

③ グローバル人材などの活躍促進

グローバル化が進む中、異なる文化や多様性などを理解し、関係を構築できるコミュニケーション能力を有し、様々な分野・地域で国際社会の一員として活躍できる人材を育てるとともに、外国人材が地域の一員として活躍できる働きやすい環境づくりをめざします。

県では、海外からの研修員の受入れなど、神奈川の特徴を生かした国際交流・協力を推進するとともに、国際化に対応した教育などを通じ、国際社会で活躍できる多様な人材を育成します。また、看護・介護人材やものづくりの担い手を海外から受け入れ、支援に取り組むなど、外国人材の活躍を促進するとともに、労働相談などの実施により、外国人材が働きやすい環境づくりを進めます。

④ 非核・平和意識の普及

ウクライナをはじめ混迷を深める世界情勢にあつて、人類普遍の願いである核兵器の廃絶と恒久平和の実現を県民一人ひとりが、弛まず認識することをめざします。

県では、平和な風土づくりに向けて、非核・平和意識の普及を図るとともに、「神奈川非核兵器県宣言」の趣旨の普及・啓発などに引き続き取り組みます。

⑤ 県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進

国際的な活動へのニーズが複雑化・多様化する中、国際交流、国際協力、外国籍県民等の支援などの様々な分野の課題を共有し、その解決を図っていくために、行政だけではなく、県民、NGO・NPO、企業など、地域で活動する多様な主体が協働して取り組んでいくことをめざします。

県では、県民、NGO・NPO、企業、市町村など、地域の多様な担い手の国際活動を支援するとともに、国際施策推進に向けた協働・連携を引き続き促進します。

また、関係自治体と連携して国や米国側に米軍基地に起因する様々な基地問題の解決を求めるとともに、県内に所在する米軍基地との災害時などにおける連携を進めます。

国際的に重大な問題である拉致問題の一日も早い解決をめざすため、県民の拉致問題への関心・理解を深め、この問題の風化を防止します。

3 施策の方向

基本目標の達成に向けて、施策の方向を示すとともに、施策の展開に基づいて、具体的な取組を進めます。

基本目標1 多文化共生の地域社会づくり

(1) 外国籍県民等がくらしやすい環境づくり

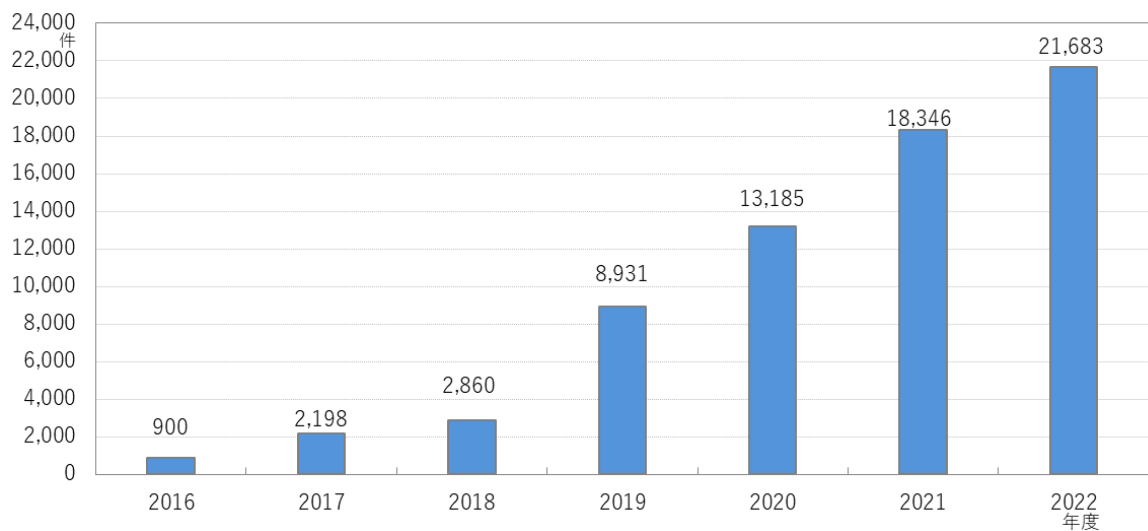
外国籍県民等が地域で生き生きとくらす環境づくりのため、外国籍県民等のための総合的な相談体制や多言語・やさしい日本語での情報提供を充実するとともに、医療機関や公的機関への通訳派遣や、住居への入居支援など、くらしにかかわる各分野の施策を推進します。なお、取組に当たっては、本県にくらす外国籍県民等とも力を合わせ、外国籍県民等の地域社会づくりへの参加を促進します。また、外国籍県民等にかかわるヘイトスピーチ解消をはじめとした人権施策の推進や法律・制度の改善に取り組みます。

[施策の展開]

① 外国籍県民等のための相談体制や情報提供の充実

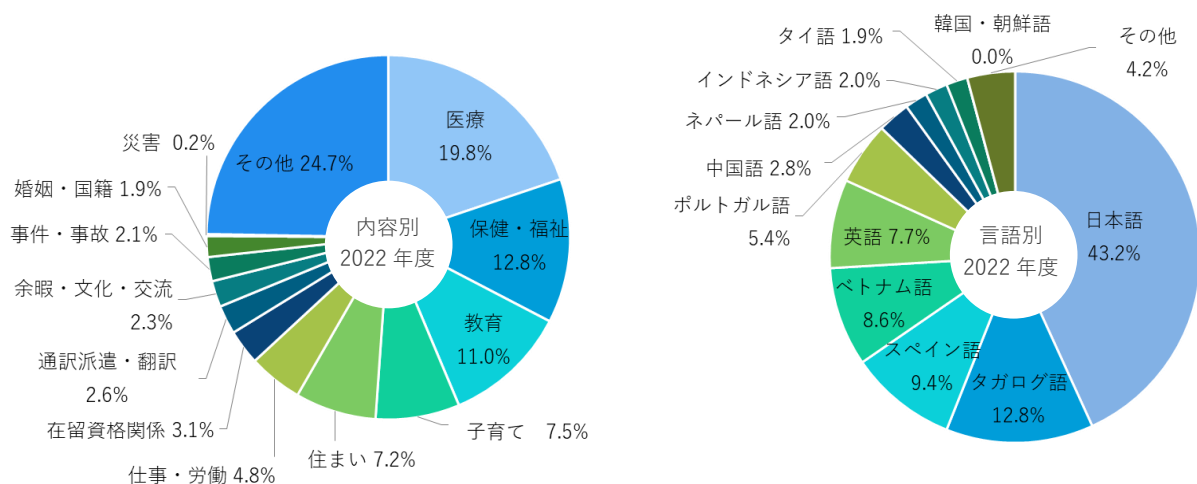
- 外国籍県民等が安心、安全に暮らすことできる環境づくりのため、多言語対応のワンストップ相談窓口である「多言語支援センターかながわ」を設置し、相談対応や情報提供の充実に取り組みます。

<図13 多言語支援センターかながわへの問合せ件数の推移>



県国際課調べ

<図14 多言語支援センターかながわへの問合せ状況（内容別・言語別）>



県国際課調べ

- 外国籍県民相談窓口を設置し、法律・教育などの相談対応を行うとともに、市町村、NPO、関係団体などが設置する相談機関と定期的に情報交換や相談員の研修を行うなど、相談機能の充実強化を図り、多様化、複雑化する相談に対応する総合的な相談体制の整備に取り組みます。
- 外国人労働相談窓口を設置し、労働問題、労働トラブルなどについて、多言語で相談対応を行います。
- 外国籍県民等が言葉の壁による不自由を感じないように、多言語情報紙「こんにちは神奈川県」や県のウェブサイトの翻訳ツールなどを活用してやさしい日本語及び多言語による行政情報の提供を推進します。
- （公財）かながわ国際交流財団が行う、外国籍県民等を対象とした多言語情報メールサービス「INFO KANAGAWA」やSNSを通じた生活情報の提供を支援します。

② 外国籍県民等への生活支援の充実

- 暮らしに必要な公的サービス（行政窓口相談、公立学校面談など）を受ける際の言葉の壁を解消するため、NGO・NPOなどと協働・連携して、通訳を派遣するほか、ヤングケアラーの負担軽減のため、言語サポートが必要な家庭へ通訳を派遣します。
- 行政窓口などでサポートを必要としている外国籍県民等のため、市町村などに行きやすい支援を行います。
- 外国籍県民等のすまいをめぐる問題解決のため、NGO・NPOなどと連携し、外国人の居住に関する支援を行います。
- 外国籍県民等の住宅確保要配慮者への居住の安定確保を促進するため、「住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅」に関し広く情報提供するほか、居住支援に携わる市町村や関係団体向けに、居住支援に必要な知識取得や意識強化を図る講座を実施します。

③ 外国籍県民等への医療・福祉サービスの推進

- 外国籍県民等が安心して適切な医療を受けられるよう、NPOなどと連携し、医療通訳を派遣・養成するシステムの推進を図ります。
- エイズなど感染症の正しい知識の普及と感染予防を図るため、HIV感染などの不安を抱える外国籍県民等に対して、電話による健康相談やカウンセリング、医療通訳派遣を行います。
- (公財) かながわ国際交流財団が行う、外国籍県民等を対象に年金、在留資格など日本の社会制度を学ぶセミナーの開催を支援します。

④ 外国籍県民等の課題解決に向けた支援者研修の推進

- 教員、保育士、児童相談所職員などを対象に外国籍県民等の状況や在留資格などの関連制度についての研修を実施します。
- 多様化・複雑化する相談に対応するため、市町村、NPO、関係団体などが設置する相談機関の相談員に対して資質向上を図るための研修を実施します。
- 外国籍県民等への対応力の向上を図るため、(公財) かながわ国際交流財団が行う、公共サービスなどに従事する職員に対する「やさしい日本語講座」の開催を支援します。
- 外国籍県民等の入居問題に対応するため、不動産店に対して多文化理解を促進する研修を実施します。

⑤ 外国籍県民等の県政への参加促進

外国籍県民かながわ会議(※)からの提言などを踏まえた施策の推進や、審議会委員などへの外国籍県民等の参加を促進するなど、外国籍県民等の意見を県政に反映する機会を増やします。

※ 外国籍県民かながわ会議：外国籍県民の地域社会づくりへの参加を推進し、共に生きる地域社会づくりを進めることを目的に設置しています。外国籍県民自ら、施策や地域社会づくりについて、外国籍県民の視点を生かして協議しています。

⑥ 外国籍県民等の人権の尊重

- ヘイトスピーチなどの外国籍県民等に関する様々な人権課題を解消するため、ラジオ広告などによる啓発活動やインターネット上の差別的な書き込みのモニタリングなどを実施します。
- 民間団体が行う外国籍県民の就労、すまいなど、人権課題の解決に向けた相談・支援を実施するため、民間団体などへの研修を実施します。
- 外国籍県民等のDV(ドメスティック・バイオレンス)相談に対応するため、民間団体などと協働・連携して相談窓口を設置しているほか、緊急一時保護を実施します。
- 多文化理解を深めるため、国籍・文化・民族などの違いによる差別や偏見をなくす教育を推進します。

⑦ 外国籍県民にかかわる法律・制度の改善

- 民生委員の国籍条項など外国籍県民に対して法律的に地域参加の道が閉ざされている制度の改善の検討や医療通訳制度の充実などについて引き続き国へ要望します。なお、定住外国人の地方参政権の制度化については、十分に議論を深める必要があります。

(2) 日本語教育の充実

外国籍県民等が地域社会の一員として、安心して生活し、活躍できる環境を整備するため、県内各地域において、外国籍県民等が必要な日本語能力を身に付けられるよう、地域の実情に応じた支援や、外国につながる子どもたちや外国人労働者への日本語教育などに取り組みます。

[施策の展開]

① 市町村や関係機関などと連携した地域日本語教育体制の整備

- 県内の地域日本語教育を推進するため、各地域のニーズや実情に応じたプログラムの提案・調整などを行う地域日本語教育のコーディネーターを配置します。
- 地域の実情に応じた取組を促進するため、効果的な取組や工夫などが共有できるよう、市町村、関係機関などが参加する地域日本語教育に関する会議などを開催します。
- 日本語初心者の外国籍県民等に対して、専門家による日本語指導や生活オリエンテーションを組み込んだ日本語講座など市町村とも連携してモデル事業を実施します。
- 県内の外国籍県民などの日本語教育環境を充実させるため、日本語教育の運営などに取り組む市町村などに対して、補助します。

② 地域の日本語教育活動を支える人材育成とネットワークづくり

- 市町村・市町村国際交流協会職員を対象に、地域の実情に応じた日本語教育の実施に向けた研修などを開催します。
- 地域における相互理解の場でもある日本語教室がより良い形で継続・発展していけるよう日本語ボランティアなどの地域の日本語教育活動に関わる方又は関心がある方に対して、研修などを開催します。
- 日本語教育に関する基本的な理解や関心を深めるフォーラムを実施します。

③ 地域日本語教育に関する情報提供の充実と外国籍県民等の日本語学習へのアクセス促進

- 多言語支援センターかながわや外国籍県民相談窓口、市町村窓口などと連携し、日本語学習機会や多言語生活情報を効果的に提供します。
- 外国籍県民等に対して、多言語で学習方法などの情報を提供するほか、日本語ボランティアなどに対して、教室活動に必要な情報提供や学習支援方法などの相談対応を行います。
- 多言語で外国籍県民等を日本語学習の場につなぐマッチングを行うとともに、外国人コミュニティとも連携し、SNSを活用するなど、多言語での広報を充実します。

④ 外国につながるのある子どもたちへの日本語教育の推進

- 地域人材と連携し、外国につながるのある県立高校の生徒に対して、日本語の学習支援などを行うとともに、県立高校への入学予定者に対して、プレスクールとして日本語の学修支援や日本の学校生活についてのガイダンスなどを行います。
- 公立学校の教員向けに、日本語指導法などの多文化理解につながる研修を実施します。

⑤ 外国人労働者への日本語教育の推進

- 企業で働く外国人労働者等に対して、日本語講座を実施します。

(3) 外国につながるのある子どもたちへの支援

外国につながるのある子どもたちが安心して育ち、学べる環境をつくるため、教育機会の拡大や子育てにおける多言語支援など、外国につながるのある子どもたちへの支援について、市町村や関係機関とも連携して取り組みます。

[施策の展開]

① 外国につながるのある子どもたちの教育機会の拡大

- 外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所得に応じて学費負担の軽減を図るために補助します。
- 県立高校への在県外国人等の入学者選抜特別募集の拡充など、支援を行うとともに、県立高校においては、外国につながるのある子どもたちに対する入学者選抜説明会で通訳をつけるなどの支援を行います。また、多言語入学案内を説明会などで配付します。
- 外国籍県民等のため、外国人教育相談事業を実施し、日本の学校の仕組み、進学、編入学、日本語学習機関などに関する情報提供や相談対応など、支援の充実を図ります。

② 外国につながるのある子どもたちの教育の充実

- 外国につながるのある子どもたちが学校生活を円滑に送ることができるよう、NPOや地域のサポーターと協働・連携し、県立高校において日本語学習の支援、教職員研修会の実施、通訳派遣など、必要な支援を行います。
- 外国につながるのある生徒、保護者などとの意思の疎通を図るために、通訳を県立高校などに派遣します。
- 外国につながるのある子どもたちが円滑に学習に取り組むことができるよう、「かながわハイスクール人材バンク（※）」を活用し、外国籍生徒支援担当者を県立高校に派遣し、学習支援を行います。
- 公立小・中学校の教員を対象とした国際教室担当者連絡協議会を開催し、好事例等を共有することで、国際教室などにおける指導方法の改善に取り組みます。
- 公立小・中学校において、外国につながるのある子どもたちの受入れ体制の整備や、日本語指導、教育相談などの支援を行います。

- 地域人材と連携し、外国につながるのある県立高校の生徒に対して、日本語の学習支援などを行うとともに、県立高校への入学予定者に対して、プレスクールとして日本語の学修支援や日本の学校生活についてのガイダンスなどを行います。

※ かながわハイスクール人材バンク：申請に基づき登録された、豊富な経験を有する退職教員や専門的知識を有する地域人材など、学校の教育活動をサポートする人材を県立高校等に紹介、配置するもの

③ 教員や支援者などへの研修の推進

- (公財) かながわ国際交流財団と連携し、教員や教育支援者、放課後に子どもたちに関わる支援者などに対して、「やさしい日本語」や、外国籍県民等の言語環境や多文化理解を促進する研修を実施します。
- 行政書士会などと連携し、高校卒業後の進路支援に取り組めるよう、県立高校などの教員向けに在留資格について学ぶ研修を実施します。
- (公財) かながわ国際交流財団と連携し、外国につながるのある生徒の課題の把握や今後の支援につながるよう、進路状況調査や教育関係者との意見交換を実施します。

④ 外国籍県民等への子育て支援の推進

- 外国籍県民等が安心して子育てできるよう、(公財) かながわ国際交流財団が行う、市町村の母子保健担当者や保育士などの子育て支援者に対する研修などの開催を支援します。
- 外国籍県民等の子育てに必要な情報や新生児の国籍・在留資格に関わる制度などの情報を発信するため、(公財) かながわ国際交流財団が行うウェブサイトの運営を支援します。
- 子どもの予防接種の管理や健診結果を記録できる電子母子手帳アプリを多言語で提供します。
- 「多言語支援センターかながわ」や外国籍県民相談窓口において、子育てなど生活に関する相談に多言語で対応します。

(4) 神奈川でくらし学ぶ留学生への支援

神奈川でくらし、学ぶ留学生のための生活・就職相談や交流の場の提供など、「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を運営するほか、大学・専門学校などの教育機関、NPO、企業などと連携した支援や、県内で就職するための支援を行い、留学生と地域をつなぐ取組を進めます。

[施策の展開]

① 「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を中心とした留学生支援の拡充

- 日本人生徒・学生と外国人留学生などとのふれあいの場でもある、「かながわ国際ファンクラブ KANAFAN STATION」を運営し、情報提供や交流スペースの提供を行うほか、生活や就職に関する相談・情報提供を行います。

- 留学生の交流の機会を提供するため、大規模交流会や県内の文化・歴史などを学ぶプログラムなど、各種交流イベントを実施します。

② 教育機関、NPO、企業などと連携した留学生のための支援

- 神奈川で暮らし、学ぶ留学生のニーズに応じた支援を行うとともに、教育機関やNPO、企業などと連携した取組や、情報発信などを行います。

③ 卒業・修了後における県内での就職支援

- 留学生の就職活動が円滑に進むよう、就職活動のスケジュールや面接演習などを学ぶ就職支援講座や、日本語力やコミュニケーション力を向上させる講座を実施します。
- 留学生の県内就職を促進するため、県内企業との合同会社説明会や留学生の採用を検討している県内企業との交流会を実施します。

(5) 災害時などにおける外国籍県民等への支援

災害時や感染症拡大時などにおける多言語・やさしい日本語での情報の提供など外国籍県民等に対する支援について、市町村や関係機関と連携して取り組みます。

[施策の展開]

① 災害時などにおける外国籍県民等向けの相談対応・情報提供の推進

- 災害時や感染症拡大時に備え、(公財)かながわ国際交流財団と連携して、多言語・やさしい日本語での情報提供を推進します。
- 災害発生時には、(公財)かながわ国際交流財団などと連携して神奈川県災害多言語支援センター(※)を設置し、外国籍県民等に対する情報提供や相談対応を行います。
- 神奈川県災害多言語支援センター設置訓練を充実させるとともに、災害時に市町村が外国籍県民等への支援を円滑に実施できるよう、市町村が参加する会議の場などを通じて情報共有を行います。

※ 神奈川県災害多言語支援センター：災害発生時に、行政機関などが発信する災害情報を多言語に翻訳して情報提供するほか、外国人被災者などに対する相談機能を担います。

② 災害通訳ボランティアへの研修の実施

災害時に、神奈川県災害多言語支援センターと連携して活動するボランティアに対して、通訳ボランティア養成研修や災害時訓練研修を実施します。

(6) 多文化理解の推進

多文化理解を推進するため、地域における学習機会や情報の提供を行うとともに、多文化共生をテーマにしたイベントなどを開催します。また、学校などにおいて、多文化理解を深める研修などを実施するとともに、外国籍県民等を支援する方々への研修や、県民向けのセミナーなどを行います。

[施策の展開]

① 地域における多文化理解の推進

- 地域における多文化理解を推進するため、地球市民かながわプラザなどにおいて、講座などを開催するとともに、図書資料や映像資料の閲覧・視聴サービスを提供し、県民の多文化理解を支援します。
- 外国籍県民等や民族団体、NPO、ボランティアなどと連携した多文化共生イベント「あーすフェスタかながわ」などを開催します。
- 民間企業との連携により、外国籍県民等が利用できるコミュニケーションアプリの活用を進めるなど、外国籍県民等のコミュニケーション機会を創出します。

② 学校教育における多文化理解の推進

国際教育（※）などを充実し、児童・生徒の多文化理解を推進します。

また、英語を用いて実践的なコミュニケーションを行うための能力を育成します。

※ 国際教育：異なった文化や生活を理解し、国際社会の中で共に生きていく態度などの育成をめざし、各教科、道徳、特別活動など学校教育全般を通じて取り組んでいる教育活動の総称を表しています。

③ 多文化理解を深めるための講座・研修などの実施・充実

- 教員、保育士、児童相談所職員などを対象に外国籍県民等の状況や在留資格などの関連制度についての研修を実施します。
- 外国籍県民等の多様な文化的背景や生活上の課題など多文化理解を促進するため、（公財）かながわ国際交流財団が行うセミナーなどを支援します。
- 年齢や障がいなどにかかわらず、すべての人が舞台芸術に参加し楽しめる「共生共創事業」を展開し、多文化の魅力を発信します。

(7) 県内企業の海外展開支援と外国企業の誘致

高度な技術を持つ中小企業の海外への販路拡大を促進するため、海外での事業展開に関する情報提供や相談会の開催などにより海外展開を支援します。また、外国企業を誘致するため、海外プロモーション活動や外国企業の立ち上げに係る支援などを行います。

[施策の展開]

① 中小企業の海外展開に向けた支援

- 県内中小企業による海外への販路拡大や生産・販売拠点の設置を支援するため、最新の海外ビジネス情報を提供するセミナーや外国企業との商談・交流会を開催します。
- 海外駐在員（※）を活用し、海外において開催される展示会で県内企業の製品をPRするとともに、進出を予定している企業の現地視察などを支援します。
- 県内市町村、（公財）神奈川産業振興センター（K I P）、（独法）日本貿易振興機構（J E T R O）、（独法）国際協力機構（J I C A）、民間金融機関などと連携して海外展開支援に取り組みます。

※ 海外駐在員：県は県内中小企業の海外展開支援や外国企業の誘致、その他の県事業に関する活動を現地で実施するため、職員をシンガポール、米国・ニューヨーク州、中国・大連に派遣しています。

② 海外プロモーションなどによる外国企業の誘致

- 外国企業の拠点運営への補助により、海外からの外国企業誘致や国内の外国企業の投資などを促進します。
- 外国企業の県内直接投資を促進することで、国際ビジネスを振興し、県内経済の活性化を図るため、外国企業向けスタートアップオフィスやレンタルオフィスの運営、外国企業の立上げ支援の補助、海外駐在員による海外でのプロモーション活動などを実施します。

(8) 「ヘルスケア・ニューフロンティア」の推進・発信

海外のライフサイエンス産業の先進地域やWHOなどとの連携により、ME-BYOコンセプトや「いのち輝く社会/Vibrant INOCHI」の発信に取り組むとともに、最先端医療や未病産業の国際展開を促進します。

[施策の展開]

① 最先端医療や未病産業などにおける国際展開の推進

ヘルスケア・ニューフロンティアの国際展開に向け、海外の先進地域などとのネットワークを活用しながら、ライフサイエンス分野の産学公連携を推進することで、外国企業等の誘致を促進するとともに、最先端医療・未病産業の創出・育成を図ります。

② 世界保健機関（WHO）との連携を通じたヘルスケア関連施策の取組発信

世界保健機関（WHO）が推進する、「健康な高齢化」や「エイジフレンドリーシティ（高齢者に優しい地域づくり）」の取組と連携し、未病改善や高齢者ケアの取組活性化に向けた情報発信などを行います。

③ 保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科における次世代のヘルスイノベーター育成

県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科（ヘルスイノベーションスクール）において、イノベーションを担い、国際社会において活躍できる人材の育成に取り組みます。

（9）外国人観光客の誘致促進

外国人観光客の観光データの活用などによる観光資源の発掘・磨き上げやウェブサイトなどによる観光情報の発信を行うとともに、海外の観光レップ（※）などを通じたプロモーションを実施します。また、専門性の高いガイド人材の育成や観光関連施設の環境整備など、外国人観光客の満足度向上につながるよう受入環境整備に取り組みます。

※ 観光レップ：外国人観光客誘致のためのセールス活動や情報提供、プロモーションを目的として、現地メディアや現地旅行事業者らにむけて、自治体や事業者の代理としてセールスプロモーションを行う事業者のことを表しています。

〔施策の展開〕

① 外国人観光客のニーズ調査などの観光データの活用

- 外国人観光客の興味やニーズを把握して観光振興につながる施策を展開するため、本県を訪れた外国人に対するアンケート調査やニーズ分析を行います。

② 観光資源の発掘・磨き上げと外国語観光情報ウェブサイトなどによる観光情報の発信

- 外国人観光客による県内観光地への訪問を促進するため、観光資源の発掘・磨き上げなどを行います。
- 外国語観光情報ウェブサイトやSNS、パンフレットを活用し、県の観光情報を多言語で発信します。

③ 外国人観光客の誘致を図るプロモーションの実施

- 富裕層向けの高付加価値コンテンツの開発や、ターゲット国の観光レップを通じたプロモーション、市町村と連携したMICE（※）誘致などにより、外国人観光客の誘致促進に取り組みます。
- 近隣自治体や観光事業者などと連携して、外国人観光客の誘致に向けた観光魅力の情報発信やプロモーションを実施します。

※ MICE：企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称

④ 観光人材の育成や外国人観光客の受入環境整備

- 外国人観光客の県内観光地の周遊に資する、観光案内板の設置、観光マップ・ガイドブック・パンフレットの作成、観光ウェブサイト・アプリの作成、公衆無線LANの整備、和式トイレの洋式化などに取り組む民間事業者などに対して補助します。
- 観光分野の学部・学科等を有する県内大学との連携により観光人材の育成を図ります。
- 外国人観光客の回復に向けて、自然や歴史、食、文化などの観光コンテンツに高い専門性を有する通訳ガイドを育成し、「かながわ認定観光案内人（Official Kanagawa Tour Guide）」として認定します。

(10) 「マグカル」の推進

文化芸術の魅力で人を引きつけ、地域のにぎわいをつくり出す、マグネット・カルチャー略して「マグカル」の取組を一層推進し、世界に向けて神奈川の文化の魅力を発信します。

[施策の展開]

① 神奈川の魅力的なコンテンツの多言語による情報発信

神奈川県文化芸術ポータルサイトによる情報発信や情報誌の発行など、神奈川を訪れる外国人や外国籍県民等に対して、神奈川の魅力的なコンテンツの多言語による情報提供を行います。

(11) 神奈川の特徴を生かした国際交流・協力の推進

県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の青少年とのスポーツ・文化交流事業など、友好交流先を中心とした交流や国際機関との連携を進めます。また、開発途上地域などの発展に資する中堅人材や指導者層、技術習得のための研修員の受入れ・研修を実施し、人材を育成します。

[施策の展開]

① 留学生など神奈川に親しみを持つ国内外の外国人などのネットワーク化をめざす「かながわ国際ファンクラブ」の充実

ファンクラブの活動拠点である「KANAFAN STATION」の運営、ファンクラブ会員（留学生などの神奈川に親しみを持つ外国人）やサポート会員（外国人の方々を支える人々）を中心としたイベントの開催及び各種情報の発信などに取り組み、人と人との交流を進めていきます。

② 教育機関、NPO、企業などと連携した留学生のための支援【再掲】

神奈川で暮らし、学ぶ留学生のニーズに応じた支援を行うとともに、教育機関やNPO、企業などと連携した取組や、情報発信などを行います。

③ 友好交流先との国際交流の推進

- 県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域が相互に友好提携を結んでいるという特色を生かし、3地域の知事などによる友好県省道交流会議、友好交流職員の派遣・受入れなどを実施するとともに、県民を主体とした文化・スポーツ交流、学術交流など多様なネットワークによる交流を推進します。
- 県と友好提携などを結ぶ世界の8つの自治体（※）との交流・協力を推進するため、友好訪問団などの派遣・受入れを行います。
- 経済成長が著しいベトナムとの相互理解を深めるため、交流イベントなどを通じ、経済、文化、観光など幅広い分野における両地域の交流を促進します。

※ 世界の8つの自治体：メリーランド州（米国）、遼寧省（中国）、バーデン-ビュルテンベルク州（ドイツ）、京畿道（韓国）、オデッサ州（ウクライナ）、ペナン州（マレーシア）、ヴェストラジョータランド県（スウェーデン）及びゴールドコースト市（オーストラリア・クイーンズランド州）

④ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしての国際交流の推進

- 東京2020大会を契機に深まったホストタウンと相手国との友好関係を大会後も継続していくため、ホストタウンの取組の紹介、相手国との交流事業を実施します。

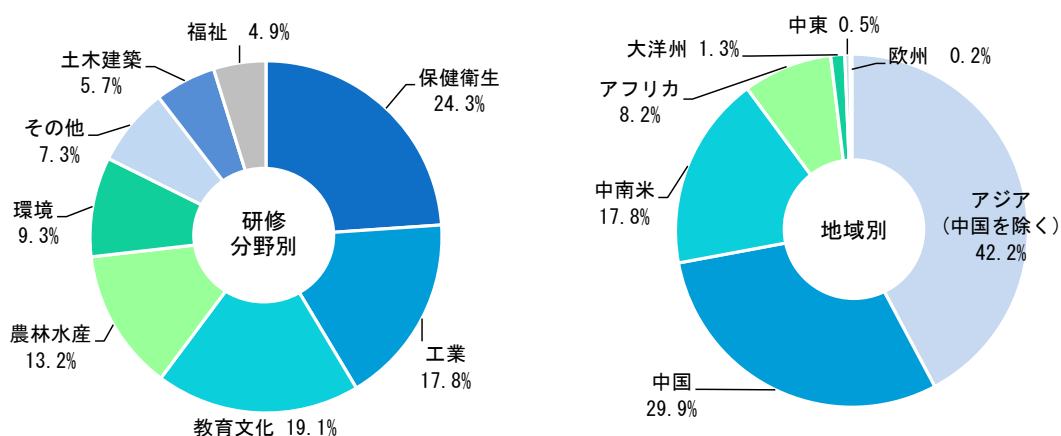
⑤ 国際会議の誘致・開催などによる国際交流の推進

- 湘南国際村などにおいて、国際会議やイベントの誘致・開催を行います。
- アフリカ開発会議などの国際会議や国際園芸博覧会などのイベントを通して、世界との交流を推進し、神奈川の魅力及び施策を広く発信します。

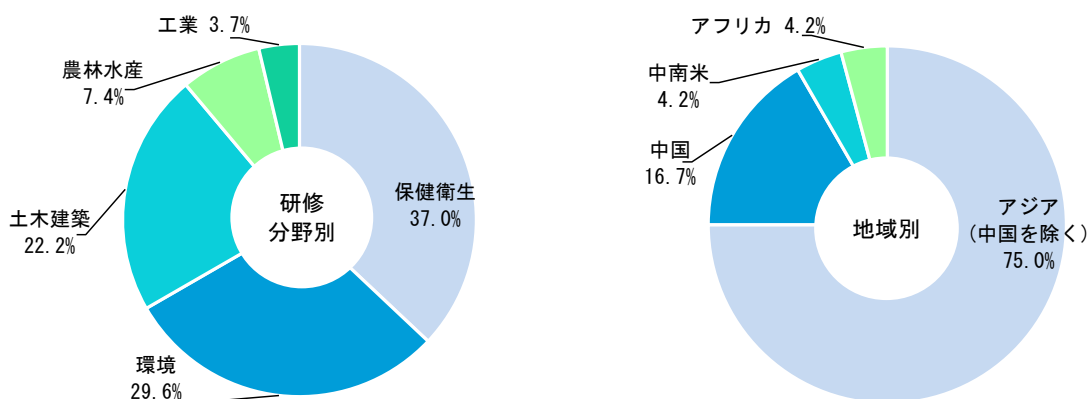
⑥ 多様な分野における人材育成と指導者などの派遣

- 学術・文化の相互理解を深めるために、県立高校などの教員を日本語教師として中国の大学に派遣します。
- 開発途上国・地域の海外技術研修員を受け入れ、研修を実施し、人材を育成することで国際社会に貢献します。
- 開発途上国・地域の中堅人材や指導者層を政策研修員として受け入れ、本県の先進政策を中心とした研修を実施し、人材育成を行うとともに、本県の国際施策の展開を支える人的ネットワークを促進します。

<図15 県海外技術研修員受け入れ実績（1972年から2023年までの累計 受入数：623人）>



<図16 県政策研修員受け入れ実績（2015年から2023年までの累計 受入数：27人）>



県国際課調べ

⑦ 地球環境分野における国際機関との連携

- (公財)地球環境戦略研究機関 (IGES) の有する各国政府や研究機関とのネットワークや政策研究実績などを活用し、県の国際環境協力の推進に協働して取組を進めます。
- (独法)国際協力機構 (JICA) と連携して九都県市共同による開発途上国からの研修生受入れなどの国際協力を推進します。

(12) 国際社会で活躍できる人材の育成

国際化に対応した教育や国際バカロレア認定校での取組などを通じ、国際社会で活躍できる国際性豊かな人材を育成します。あわせて、国際交流活動の支援などを行います。

[施策の展開]

① 国際化に対応した教育の推進

- 英語教育の強化や国際交流の推進などを行う私立高等学校などに対して補助します。
- 小学校・中学校・中等教育学校・高校を通じ、英語による実践的なコミュニケーション能力を育む取組を継続して進めます。
- 国際教育を推進するため、海外の姉妹校の訪問・受入れなどを通じた高校生などの国際交流支援や、県の友好交流地域への教育特使派遣に取り組みます。
- 実践的なコミュニケーション能力の向上など、語学教育に関する専門的な教員研修を行います。

② 国際バカロレア認定校での取組の普及

- グローバル人材の育成のため、私立学校に対して、既に国際バカロレア認定を取得している学校の公開授業や職員間の意見交換会を開催するなど、認定取得を支援します。
- 国際バカロレア認定校での取組の成果を活かして、県立高校等全体の英語教育や探究的な学びの充実を図ります。

③ 青少年の国際理解・体験活動の支援

- 県内青少年と世界各国の青少年との交流活動を支援し、地域のリーダーとして次代を担う国際性豊かな青少年の人材育成を図ります。
- 国際教育を推進するため、海外の姉妹校の訪問・受入れなどを通じた高校生等の国際交流支援や、県の友好交流地域への教育特使派遣に取り組みます。
- (公財)かながわ国際交流財団と連携し、高校や大学に講師を派遣し、多文化理解を学ぶ授業や講演を行うなど、多文化共生を担う青少年の育成を推進します。

④ 外国語に関する研修などの実施・充実

- 実践的なコミュニケーション能力の向上など、語学教育に関する専門的な教員研修を行います。

- 海外の研修に英語教員を派遣し、高い指導力と広い国際的視野を持つ指導者を計画的に育成します。

⑤ 地球市民（※）学習の推進

- 地球市民学習を推進するため、展示や映像視聴などを組み合わせた校外学習の受入れや講座などを開催します。
- 県民の地球市民学習を支援するため、「国際理解」や「国際協力」などの図書資料や、映像資料の閲覧・視聴サービスを提供します。
- （公財）かながわ国際交流財団が行う湘南国際村学術研究センターの活動を支援し、国際的な人材育成事業や国際交流事業などを推進します。

※ 地球市民：自分の生まれた国や地域を愛し、国民・住民としての責任を自覚すると同時に、地球規模の諸課題の解決に向けて身近なことから行動する人々のことを表しています。

(13) 外国人材の活躍促進

留学生などの県内就職・定着や県内企業の外国人の受入れなどに向けて、合同会社説明会や就職支援講座を開催するほか、外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得に向けた支援体制の整備などに取り組みます。

[施策の展開]

① 留学生などの県内企業への就職に向けた支援

- 留学生の就職活動が円滑に進むよう、就職活動のスケジュールや面接演習などを学ぶ就職支援講座や、日本語力やコミュニケーション力を向上させる講座を実施します。
- 留学生の県内就職を促進するため、県内企業との合同会社説明会や留学生の採用を検討している県内企業との交流会を実施します。

② 外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得支援の推進

経済連携協定（EPA）などに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の資格取得のため、受入施設が行う学習支援に対して補助するほか、外国人介護福祉士候補者向けの国家試験対策講座を実施します。

③ 介護事業所の留学生などの受入れ

介護福祉士を目指す外国人留学生及び介護業務に就く特定技能外国人と介護事業所とのマッチング支援などを行い、県内での外国人介護人材の受入れを進めます。

④ 県立産業技術短期大学校の留学生受入れ

将来のものづくりの担い手確保に向け、県立産業技術短期大学校において、留学生を受け入れるとともに、生活や就職支援などの取組を進めます。

(14) 外国人材が働きやすい環境づくり

外国人材が安心して働けるよう、労働相談の充実・多言語化や外国人材を雇用する企業などへの適正な労働環境の普及啓発や環境整備に係る支援を行います。

[施策の展開]

① 労働相談の充実・多言語化

- 外国人労働者やその家族の生活面の困りごとや、外国人材を雇用したい企業からの相談をワンストップで受け付ける電話相談窓口「ワーカーズ・コンシェルジュ」を運営します。
- 外国人労働相談窓口を設置し、労使間の問題などについて、多言語で相談対応を行います。
- 福祉・介護分野において、外国籍県民等向けに就職支援や研修などを行うとともに、外国籍県民介護職員等のための相談窓口を設置します。

② 企業などへの普及啓発・支援

- 国と連携して開催しているセミナーなどを通じ、外国人の適正な雇用や雇用管理の改善などに必要な知識や理解の普及啓発を行います。
- 外国人に配慮した労働環境の整備の必要性を企業に周知するとともに、労働環境への整備に取り組んだ事業者に対して、奨励金を交付します。
- 介護事業所を対象として、外国人介護人材の雇用に係る相談支援や、外国人介護人材受入の環境整備補助、各種研修受講補助を行います。

基本目標4 非核・平和意識の普及

(15) 非核・平和意識の普及

平和な風土づくりに向けて、平和の尊さ、戦争の悲惨さを、次の世代にしっかりと継承するとともに、「神奈川非核兵器県宣言」の趣旨の普及・啓発や県内非核宣言自治体との連携を行います。

[施策の展開]

① 非核・平和意識の普及

- 非核・平和に関する広報・啓発事業を充実するとともに、非核宣言自治体などと連携して核兵器廃絶と恒久平和に向けた取組を進めます。
- 国際平和展示事業や、NGO・NPOなどとの連携と協力のもとに、平和意識の普及に努めます。
- 戦没者を追悼し、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代へ継承する取組を進めます。

(16) 県民活動への支援や協働・連携

県民の国際活動を支援・促進するとともに、その活動が効果的に展開されるよう、（公財）かながわ国際交流財団をはじめ、NGO・NPO、市町村、企業、関係団体などと県との協働・連携の促進を図ります。

[施策の展開]

① 県民の国際活動の支援・促進

- 県民の国際活動を促進し、地域からの国際協力を推進するため、本県出身の青年海外協力隊などの（独法）国際協力機構（JICA）ボランティアを赴任前に「かながわ地球市民メッセンジャー（※）」に委嘱し、赴任国などでの本県の紹介及び友好の架け橋としての活動を支援します。また、JICAボランティアの募集の支援などを行います。
- JICAボランティア経験者などの海外経験者を活用している企業の事例の紹介など、啓発を行います。
- 県民の国際活動を支援するため、活動スペース、情報の提供を行います。

※ かながわ地球市民メッセンジャー：地球市民意識の輪を地域から世界に広げる活動を担っていただくとともに、それぞれの国の地域と神奈川との相互理解の架け橋として活躍していただくため、知事が委嘱した方々のことを表します。

② （公財）かながわ国際交流財団との連携

- （公財）かながわ国際交流財団と連携し、情報提供の充実、かながわ民際協力基金（※）による資金提供、人材育成に向けた講座の実施などにより、県民の国際活動を支援します。

※ かながわ民際協力基金：市民による国際協力活動の推進を目的として（公財）かながわ国際交流財団に設置されています。民間からの寄付を原資とし、その運用益により、NGO・NPOなどが行う事業に助成を行っています。

③ 協働・連携による国際施策の推進

- NGO・NPO、企業、関係団体などが、それぞれの目的を共有し、国際交流、国際協力、外国籍県民等の支援などの様々な分野の取組が、協働・連携により行われるよう、情報交換、意見交換、交流促進に取り組みます。
- 外国籍県民かながわ会議からの提言を踏まえ、施策を推進します。
- 県・市町村により構成する「かながわ自治体の国際政策研究会」において、市町村と協働・連携して、調査・研究・研修事業を進めます。
- （独法）国際協力機構（JICA）、（一財）自治体国際化協会、地域国際化協会（（公財）かながわ国際交流財団など）などと連携して国際施策を推進します。

(17) 基地対策の推進

県では、県内米軍基地の整理・縮小及び返還を関係自治体と連携をとりながら促進します。

また、基地周辺住民の安全・福祉の確立と良好な生活環境を確保するため、基地周辺対策を関係自治体と連携して国などに働きかけます。

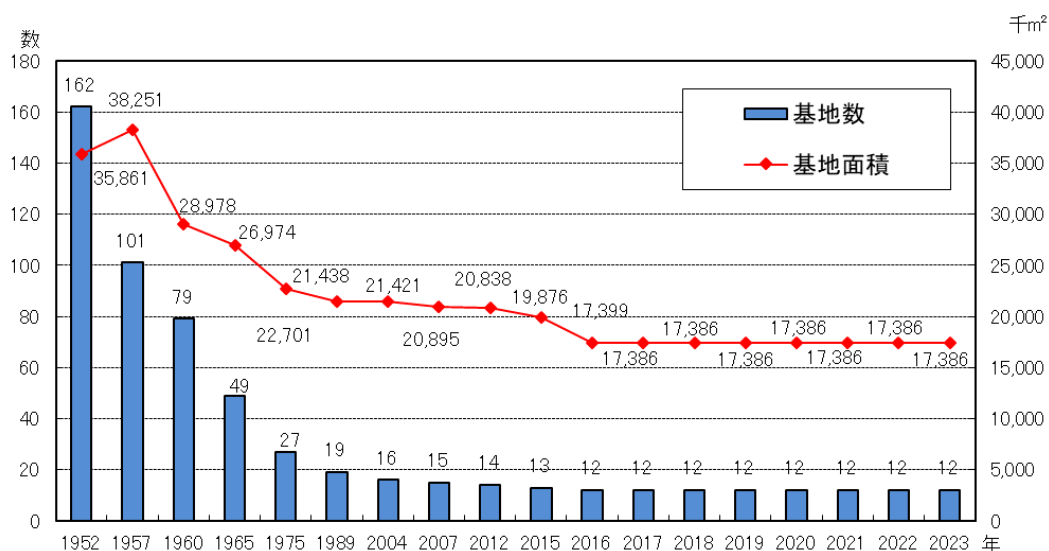
さらに、災害時における米軍との相互応援など、基地との連携を推進します。

[施策の展開]

① 基地の整理・縮小及び返還の促進

基地の整理・縮小及び返還に向けて、関係自治体に対して支援し、また、連携をとりながら、国や米国側へ働きかけを行います。

<図17 神奈川県内の米軍基地の数と面積の推移>



② 基地周辺住民の安全、福祉の確立と良好な生活環境の確保

- 厚木基地周辺における米軍機による重大な騒音被害など、基地を巡る動向を的確に捉え、安全で安心してくらす環境の確保を図る取組を進めます。
- 基地が返還されるまでの当面の対策として、周辺住民が安全で安心してくらす環境の確保を図るため、関係自治体と連携し、基地に起因する様々な問題に粘り強く取り組みます。

③ 基地との連携の推進

災害時における米軍との相互応援など、基地との連携を推進します。

(18) 拉致問題の風化防止と県民の理解促進

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（平成18年法律第96号）に基づき、国や市町村、支援団体などと連携して、拉致問題の風化防止と県民の理解促進に取り組みます。

[施策の展開]

① 特定失踪者を含めた拉致問題の理解促進

すべての拉致被害者救出に向け、日本政府が拉致被害者として認定している方以外にも、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方、いわゆる特定失踪者が数多くおられることについて県民へ啓発し、拉致問題の理解促進を図ります。

② 拉致問題の風化防止に向けた市町村、支援団体などとの連携

拉致問題の風化を防止するため、国や市町村、支援団体などと連携し、映画の上映や講演会、展示会の実施などの啓発に取り組みます。

③ 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進

拉致問題が風化することのないよう児童・生徒の発達の段階に応じて、拉致問題に対する正しい理解、関心を深めるための教育を推進します。

④ 拉致問題の解決に向けた働きかけ

拉致問題の全面解決のため、徹底的な全容解明と特定失踪者を含むすべての拉致被害者の早期帰国の実現を図るよう国に働きかけます。

IV 推進体制

1 庁内体制

国際、教育、福祉、労働など庁内の各分野の関係者で構成する「かながわグローバル戦略推進本部」（※）及び各ワーキンググループにより、全庁横断的に国際施策に取り組みます。

※ かながわグローバル戦略推進本部：知事をトップとし、各局の局長などで構成され、県の国際施策を、総合的、機動的に進めていくために設置された組織。

2 外国籍県民等との連携

「外国籍県民かながわ会議」などを通じて、外国籍県民等と協働・連携して国際施策に取り組みます。

3 市町村などとの連携

市町村とは、それぞれ役割分担を明確にし、それぞれの特性を生かせるよう、「かながわ自治体の国際政策研究会」や「市町村等連絡調整会議（地域日本語教育）」などの場を通じて、より連携を強めた取組を進めます。

また、外国籍県民等の災害時支援など県域を越えて取り組むことが効果的な施策については、他都道府県との広域的な連携に取り組みます。

4 民間などとの連携

学識者、民間団体、市町村、NGO・NPOなどの代表者からなる「かながわ国際政策推進懇話会」の意見などを踏まえ、国際施策に取り組みます。

また、多文化共生や国際交流・協力事業のノウハウ、専門性、NGO・NPOとのネットワークなどを持っている（公財）かながわ国際交流財団、（独法）国際協力機構（JICA）、（一財）自治体国際化協会のほか、民間企業や大学などとも連携し、県民の国際活動の支援に取り組みます。